環境省
Ministry of the Environment

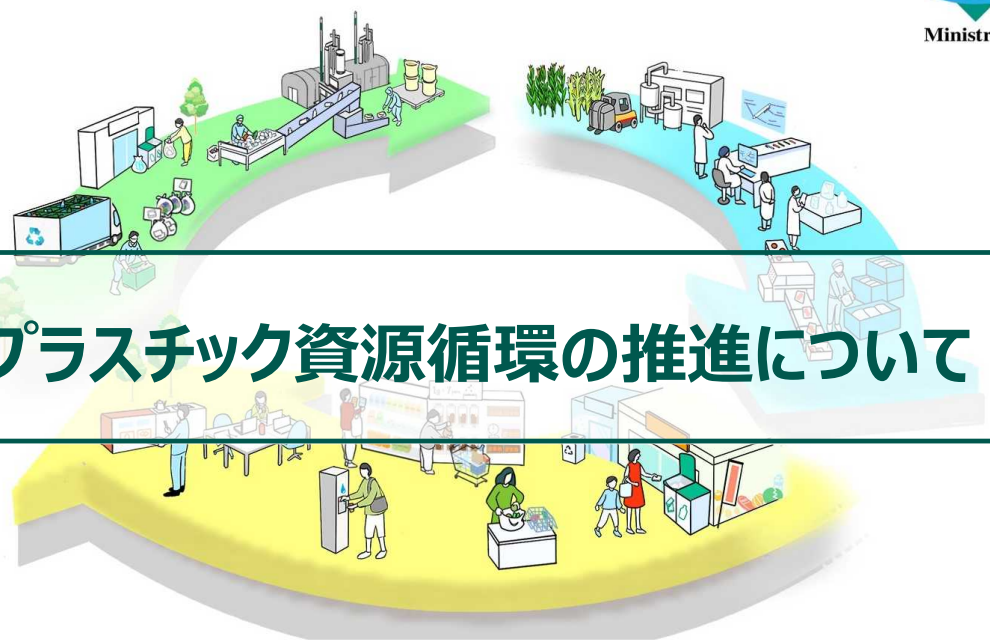

プラスチック資源循環の推進について

2025年10月24日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

目 次

1．プラスチック資源を取り巻く国内外の状況

2．環境省のプラスチック資源循環政策
- ・プラスチック資源循環戦略
- ・プラスチック資源循環法
- ・バイオプラスチック導入ロードマップ
- ・支援措置

目 次

1．プラスチック資源を取り巻く国内外の状況

2．環境省のプラスチック資源循環政策

・プラスチック資源循環戦略

・プラスチック資源循環法

・バイオプラスチック導入ロードマップ

・支援措置

地球規模課題解決に不可欠なプラスチック循環経済への移行

- 気候変動、海洋プラスチック問題、ネイチャーポジティブの解決・実現には、**プラスチック資源循環＝循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行**が欠かせません。
- 脱炭素の実現に向けた企業の**スコープ３**や自治体の**カーボンニュートラル宣言**達成のためには、**化石由来のプラスチックの燃焼（含む熱回収）からリサイクルに移行**する必要があります。

我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門

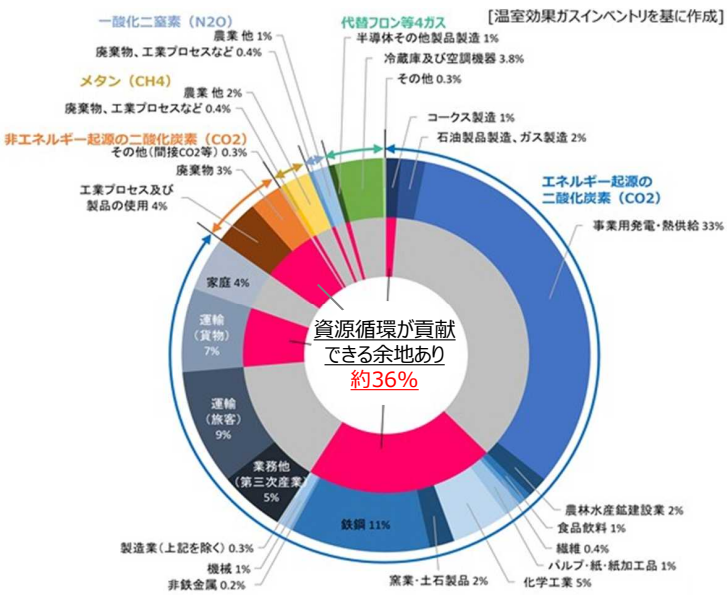

出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第２回点検結果及び循環経済工程表　参考資料集」

Scope3排出量とは

区分		該当する排出活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	**事業から出る廃棄物**	**廃棄物の自社以外での輸送、処理**
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働 （算定・報告・公表制度では、Scope1、2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	**販売した製品の廃棄**	**使用者による製品の廃棄時の輸送、処理**
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1、2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
	その他（任意）	従業員や消費者の日常生活

国際的なプラスチック汚染対応

環境省

● プラスチック汚染防止条約が現在議論されており、汚染防止には**プラスチックの分別回収・リサイクルの徹底**などで、**環境中への漏洩・流出を根絶**する必要があります。

INC交渉スケジュール

2022年
INC1：11/28～12/2@ウルグアイ
・INC議長を選出（INC3までペルー、INC4からエクアドル）
・条約の目的、主な要素について議論

2023年
INC2：5/29～6/2@パリ（条文案の作成を決定）
INC3：11/13～19@ケニア（条文案初版を議論）

2024年
INC4：4/23～29@カナダ（改定版条文案を議論）
INC5：11/25～12/1@韓国（改定版条文案を議論）

2025年
INC5.2：8/5～8/14@スイス（条約文合意を目指す）

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

※ＩＮＣ：政府間交渉委員会

<国別の年間流出量>

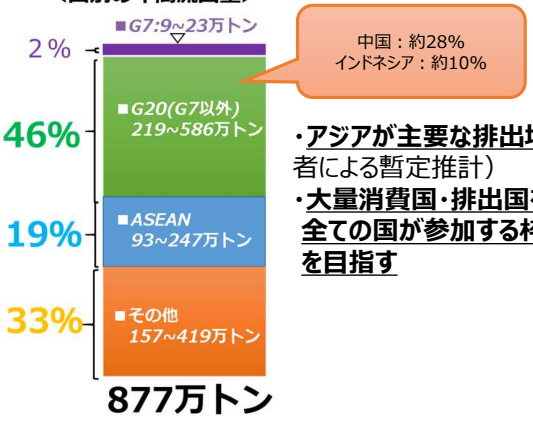

・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
・**大量消費国・排出国を含む全ての国が参加する枠組みを目指す**

Jambeck (2015)（2010年データを元にした海洋への流出量推計）

海外の循環経済のプラスチック資源に関する動向

環境省

● 例えば、ＥＵでは**自動車、容器包装、家電**等で**リサイクル目標**や**プラスチック再生材の利用目標**などが提案・設定されています。

品目	主な内容
電気電子機器	**循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】** • 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・**再利用・リサイクル可能にする**ことで製品の寿命を延ばす。
自動車	**自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2025年2月修正案】** • **2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの20%以上（このうち廃車由来で15%以上）で再生プラスチックの使用を義務化**。
容器包装・プラスチック	**容器包装・容器包装廃棄物規則案【2022年11月30日発表】** • **プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化**。 **2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65%** **使い捨てプラスチック指令【2019年7月2日施行】** • 使い捨てプラスチック製品の使用禁止。 • **飲料ボトルへの再生プラスチックの使用を義務化**。 **2025年以降：PETボトル 25%、2030年以降：飲料ボトル 30%** **プラスチック税【2021年1月1日より導入】** • **各EU加盟国でリサイクルされなかったプラスチック製容器包装廃棄物に対して、0.8ユーロ/kgの拠出を求める**。
繊維	**エコデザイン規則【2024年7月18日発効】** • 2026年7月19日以降、**未利用の衣服及び履物を、リユース、リファービッシュ及び再製造以外を目的として、意図的に損傷又は廃棄することを禁止**。
建設・建物	**建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】** • 製品設計、**リサイクル済み原料の優先的利用**、**リサイクル済み原料の最低限の利用**、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。

【出典】欧州委員会資料より作成

目 次

1．プラスチック資源を取り巻く国内外の状況

2．環境省のプラスチック資源循環政策
- ・プラスチック資源循環戦略
- ・プラスチック資源循環法
- ・バイオプラスチック導入ロードマップ
- ・支援措置

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法
H６.８完全施行

環境基本計画
H29.４ 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法） H13.１完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画 （国の他の計画の基本）H.15・３公表 H.30・６全面改正

廃棄物の適正処理

廃棄物処理法 H.29・６ 一部改正

①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
③廃棄物処理施設の設置規制 ④廃棄物処理業者に対する規制
⑤廃棄物処理基準の設定 等

再生利用の推進

資源有効利用促進法 H13.４ 全面改正施行

①再生資源のリサイクル ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示 ④副産物の有効利用の促進
リサイクル（１R）→リデュース・リユース・リサイクル（３R）

プラスチック資源循環法 R4.4 施行

素材に着目した包括的な法制度

[多種多様な個別物品の特性に応じた規制]

容器包装リサイクル法	家電リサイクル法	食品リサイクル法	建設リサイクル法	自動車リサイクル法	小型家電リサイクル法
びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機	食品残さ	木材、コンクリート、アスファルト	自動車	小型電子機器等
H12.４ 完全施行 H18.６ 一部改正	H13.４ 完全施行	H13.５ 完全施行 H19.６ 一部改正	H14.５ 完全施行	H17.１ 本格施行	H25.４ 施行

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進） H13.４ 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。
（H30.6公布 未施行）

日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少。
- 2004年に1013万トンであったものが、2023年に769万トンまで24%減少。

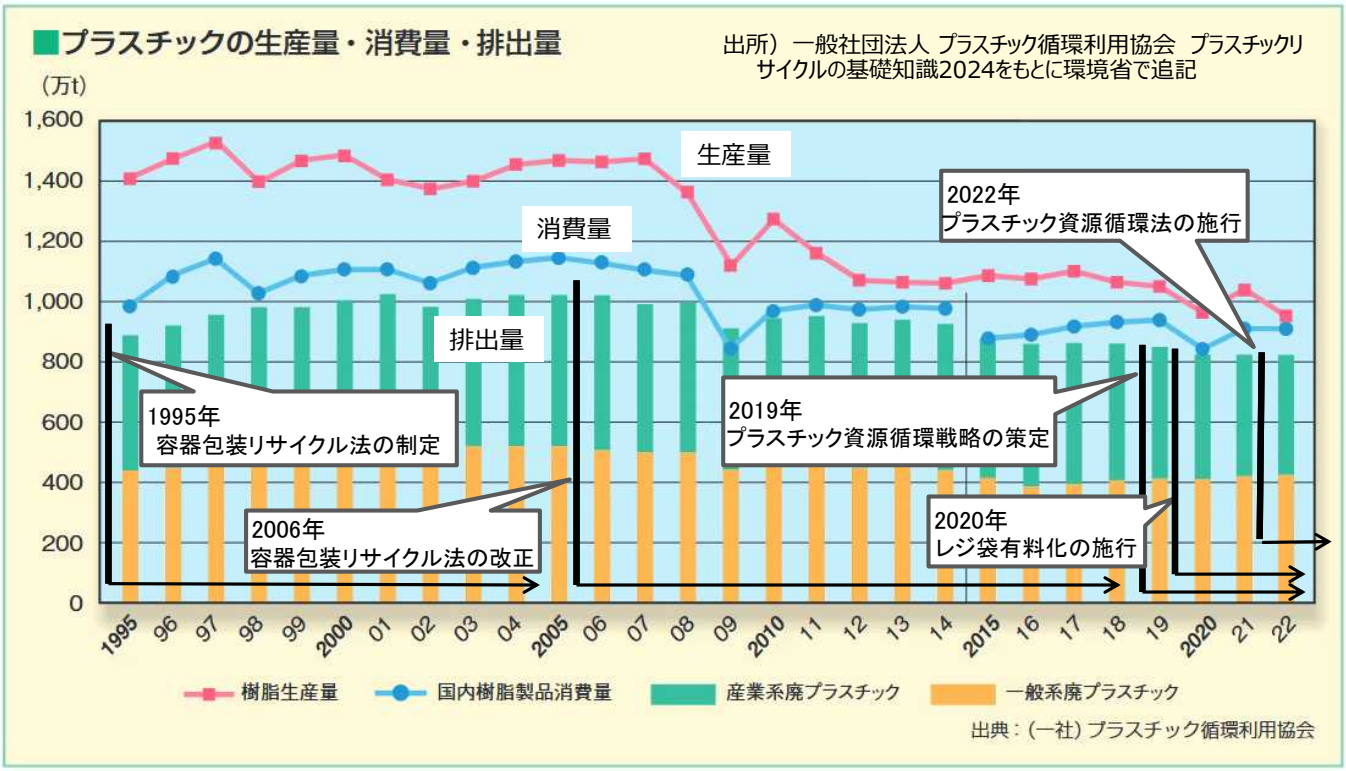

廃プラスチックの総排出量・有効利用／未利用量・有効利用率の推移

- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少し、単純焼却、単純埋立の合計量は、全体の11%。
- 2023年の有効利用率は89%。

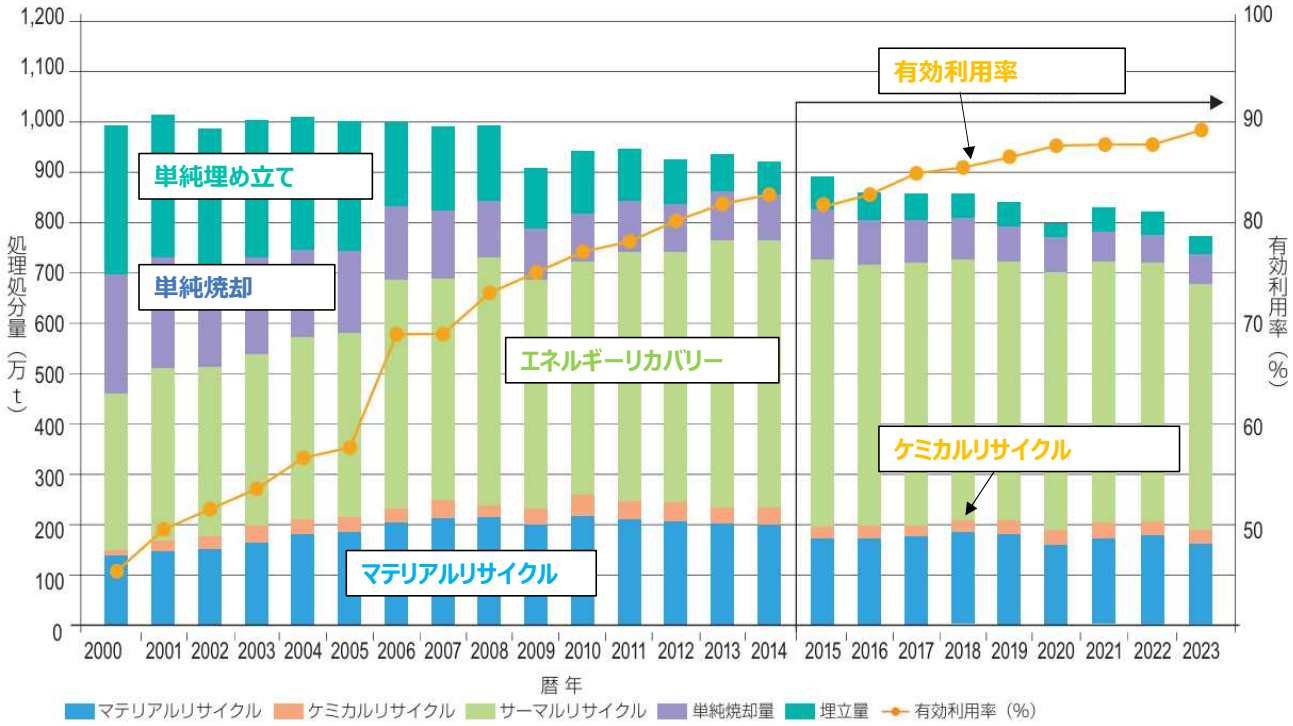

プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 2024年12月発行

プラスチック資源循環戦略

令和元年５月31日

環境省

● 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**３Ｒ＋Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**６つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略　基本原則：「3R＋Renewable」

リデュース等	➢ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材バイオプラ	➢ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

＜リデュース＞
①**2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
＜リユース・リサイクル＞
②**2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
③**2030年**までに容器包装の**６割**をリユース・リサイクル
④**2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
⑤**2030年**までに再生利用を**倍増**
⑥**2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ➢ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海岸漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ➢ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢ 代替イノベーションの推進
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	➢ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤（ＥＳＧ投資、エシカル消費） ➢ 海外展開基盤

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

（参考）レジ袋有料化の概要・効果

環境省

概要

有料化の対象

● 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋

対象とならない買物袋

● **厚さが50μm以上**の買物袋

● **海洋生分解性プラスチック**の配合率**100%**の買物袋

● **バイオマスプラスチック**の配合率**25%以上**の買物袋

効果

コンビニエンスストアにおけるレジ袋辞退率

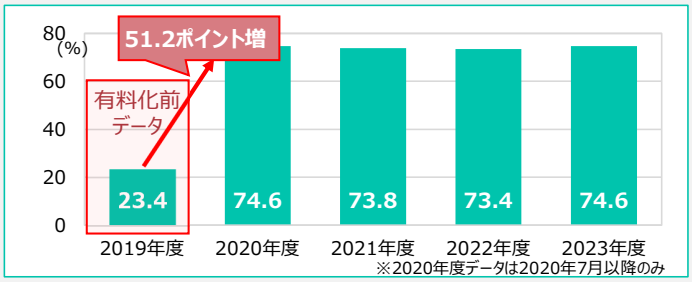

出所）日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストアにおけるレジ袋削減の取組み」2024年7月30日

スーパーマーケットにおけるレジ袋辞退率

コンビニエンスストア及びスーパーマーケットのレジ袋辞退率は優良化後に向上
（データ集計時期の差異により効果が表れた年度は業界によって異なる）

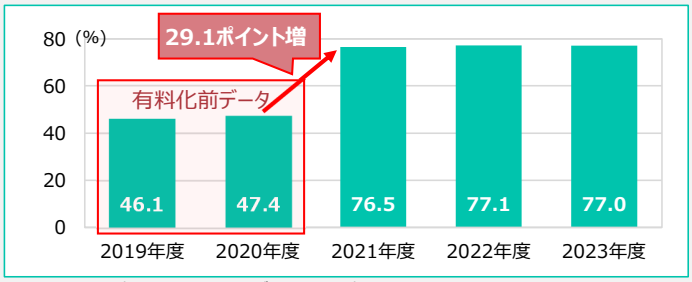

出所）全国スーパーマーケット協会ウェブサイト、スーパーマーケット白書（2024年版）、https://www.super.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/02/NSAJ-Supermarket-hakusho2024.pdf（閲覧日：2024年8月20日）

ドラッグストアにおけるレジ袋の使用枚数

有料化前（2019年）	28億枚減	有料化後（2020年）
約33億枚	➡	約**5**億枚※

出所）業界団体へのヒアリング　※7月以降の前年同月比による推計

レジ袋の国内流通量

有料化前（2019年）	7.5万ｔ減	有料化後（2022年）
約20万ｔ	➡	約**12.5万**ｔ

出所）日本経済綜合研究センター『包装資材シェア事典 2023年版』（2024年１月）

プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

第２０４回通常国会で成立
令和３年６月11日公布
令和４年４月１日施行

環境省

● 上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

○ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

● プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
- ➢ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ➢ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ➢ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化　等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】
● 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
➢認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】
● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準を策定**する。
➢主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】
● プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
➢主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

<プラスチック資源の例>

【製造・販売事業者等による自主回収】
● 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】
● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**する。
➢主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への **勧告・公表・命令**を措置する。

● 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

⬇：**ライフサイクル全体**でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

① 製造・設計段階　環境配慮設計

環境省

● 製造・設計段階では、製造事業者は、**プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求**する必要があります。

● **特に優れた設計を大臣認定**し、認定製品を**国等がグリーン購入に基づき率先調達**することで市場拡大につなげます。

● 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

＜構造＞

①減量化	②包装の簡素化	③長期使用化・長寿命化
④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
⑦収集・運搬の容易化	⑧破砕・焼却の容易化	

＜材料＞

①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用

＜製品のライフサイクル評価＞

● 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
製品分野毎に別途決定。

プラスチック環境配慮設計の策定状況

環境省

■ プラスチック資源循環法は、設計製造段階での環境配慮設計を求めており、各業界団体がプラスチックに特化した設計ガイドラインの策定を進めています。また、優良事例を公表するなど環境配慮設計を促進する取組みが進められています。

製品群	業界団体名	指針の名称	制定・改訂時期	指針の概要
容器包装	日本石鹸洗剤工業会	容器包装の環境配慮設計チェックリスト	2023年1月	容器包装の環境配慮の項目に４Rと脱炭素へ向けた温室効果ガス排出削減等の視点を加えて設計を行うためのチェックリスト
容器包装	日本パン工業会	容器包装の環境配慮設計指針	2023年1月	減量化対策や分別・リサイクルの容易化など、14項目の設計指針
容器包装	PETボトルリサイクル推進協議会	PETボトルの環境配慮設計指針	2024年2月	法で定められた指針を補完し、PETボトルの特性を踏まえ、環境配慮設計を進める際に検討すべき事項について具体的に整理
容器包装	日本化粧品工業会	化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針	2022年6月	動脈・静脈双方の観点から、環境配慮に相応しい項目を整理
容器包装	日本プラスチック食品容器工業会	プラスチック食品容器設計・製造に関する環境配慮ガイドライン	2022年8月	食品容器に求められる役割（安全・衛生・食品保護等）を考慮しながら、バリューチェーン全体における環境配慮項目を整理
容器包装	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン	2022年2月	容器包装及び中身製品の特性を考慮し、情報発信などプラスチック使用製品設計指針の課題にも適切に対応し、事業者が自らの責任で、環境負荷の低減を推進するための項目を整理
家庭用品	全日本文具協会	プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン	2022年7月	プラスチックを用いたオフィスユース及びパーソナルユースの文具・事務用品を対象に、4Rの観点から配慮項目を整理

環境省：容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集

■ 令和5年3月、直近約3年に実施されたプラスチック資源循環等に資する容器包装に関する、「技術・取組みの特長」や「環境負荷低減効果」等について、企業約30社72事例を取りまとめている。

出所）環境省ウェブサイト、容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集（2023年3月）、https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf（閲覧日：2024年8月19日）

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会：ぷらっとサーチ

■ 環境配慮パッケージ事例検索システム『プラっとサーチ』は、プラスチック製容器包装の環境配慮設計事例が検索できる。

■ 会員企業・団体が推進する環境配慮設計の事例集で、2008年からの取組が検索可能。

出所）プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ウェブサイト、https://www.pprc.gr.jp/search-system/index.html（閲覧日：2024年8月19日）

プラスチック使用製品の環境配慮設計事例

環境省

■ プラスチック資源循環法に基づく「プラスチック使用製品設計指針」は構造、材料等の観点で配慮すべき事項を定めています。当該指針を踏まえて各製造事業者が環境配慮設計を推進しています。

[構造]減量化：大塚食品

● PETボトル容器の**薄肉化**、形状変更

PETボトル重量	14g→11.5g
キャップ重量	1.7g→1.3g

出所）大塚食品ウェブサイト、https://www.crystalgeyser.jp/infographic/
プラっとサーチウェブサイト、https://search.pprc.gr.jp/571/（いずれも、閲覧日：2024年8月19日）

[構造]長寿命化：EPSON

● プリンターにおいて**「再整備プログラム」の運用と使用終了後の回収整備により、長期使用が可能。**

出所）EPSONウェブサイト、https://corporate.epson/ja/sustainability/environment/products/products.html（閲覧日：2024年8月21日）

[材料]再生材：ソニー

● 由来の異なる樹脂と独自開発の難燃剤を用途に応じブレンドする再生樹脂を開発。難燃剤の**添加量を微量に抑えることができ、再生材率最大99%まで**高めることが可能。

● 本樹脂を採用したTVでは最大で**再生材率約65%を実現**

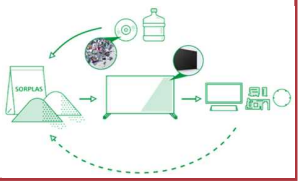

出所）ソニーウェブサイト、https://www.sony-semicon.com/ja/products/sorplas/index.html
https://www.sony.co.jp/corporate/sustainability/environment/products/BRAVIA.html（いずれも、閲覧日：2024年8月20日）

[構造]包装の簡素化：花王

● 泡ハミガキ容器の**2次包装を簡素化**、紙プラ複合サック箱削減

出所）プラっとサーチウェブサイト、https://search.pprc.gr.jp/5474/（閲覧日：2024年8月19日）

[構造]単一素材化等：TOPPAN

● 機能性を維持した**ポリオレフィン単一構成の液体向けパウチ**を開発

出所）TOPPANウェブサイト、https://www.holdings.toppan.com/ja/news/2024/04/newsrelease240422_1.html（閲覧日：2024年8月20日）

[構造]分解・分別の容易化：内田洋行

● オフィス家具を分別できるような設計

● LCAに基づいた製品開発

● 一般的な工具で**材料別に分解可能**

樹脂部品に
樹脂種の表示

出所）内田洋行ウェブサイト、https://www.uchida.co.jp/company/csr/environment/07.html（閲覧日：2024年8月20日）

[材料]バイオマスプラスチック：日清食品

● 一部の即席麺容器において**バイオマス度80%以上**の環境配慮型容器を採用

出所）日清グループウェブサイト、https://www.nissin.com/jp/sustainability/environment/resource-recycling/
https://www.nissin.com/jp/news/7874（いずれも、閲覧日：2024年7月25日）

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

環境省

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うこと**が必要です。
- 特に、**年間５ｔ以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
フォーク　スプーン　テーブルナイフ　マドラー　飲料用ストロー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店　等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店　等 ●宿泊業：ホテル、旅館　等 ●飲食店：レストラン、喫茶店　等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー　等
ヘアブラシ　くし　かみそり　シャワーキャップ　歯ブラシ	●宿泊業：ホテル、旅館　等
衣類用ハンガー　衣類用カバー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店　等 ●洗濯業：クリーニング店　等

※　主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

事業者・業界のワンウェイプラスチックに係る取組状況

環境省

■ 特定プラスチック使用製品提供事業者は、使用の合理化に関する取組を推進しており、関連業界団体は、会員企業の取組状況を把握して、取りまとめの上、公表しています。

団体名	取組概要	出所
全国スーパーマーケット協会 日本スーパーマーケット協会 オール日本スーパーマーケット協会	● 「2022年スーパーマーケット年次統計調査」において、カトラリーの取組実施率内容及び削減目標の有無に関する調査を実施、結果を公表。 ✓ カトラリー取組実施率：62% ✓ 削減目標を設定：19%	2022年 スーパーマーケット年次統計調査報告書（2022年10月）、https://www.super.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/2022nenji-tokei-fix202303.pdf
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 クリーンライフ協会	● ハンガー及びポリ包装に関する各々のロードマップを策定。 ✓ ポリ包装：薄肉化、包装形態転換や他素材組み合わせでプラスチック使用量1/2へ ✓ ハンガー：回収率・再生原料使用率を上げ、代替素材転換 ● 「プラスチックフィルム原料使用量の推移」と「プラスチックハンガー原料使用量の推移」を公表。 ✓ フィルム原料推定使用量(2023年)：4割以上減(2014年比) ✓ ハンガー原料推定使用量(2023年)：ヴァージン材5%減(2021年比)	https://clnw.jp/kankyouhozen-center/plastic/ ポリ包装等抑制分科会　報告書（令和3年度）、https://clnw.jp/wp-content/uploads/2022/09/R3porihousou.pdf
日本ホテル協会	● 2021年12月より、会員ホテルの社会的貢献を表彰する「社会的貢献表彰」を開始し、プラスチック削減やリサイクルの取組を先進的に進めるホテル等も表彰。	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/78703 会員ホテルの社会的貢献に対する会長表彰について、https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/press240401.pdf

対象製品	企業名	開始時期	取組の概要
アメニティ	森トラスト・ホテルズ＆リゾーツ	2023年9月	● 宿泊客にアメニティ持参への協力を促しながら、一部アメニティの**有料化**（木製ヘアブラシ300円、シャワーキャップ50円　等）を実施。提供アメニティは代替素材等を用いた環境に配慮したものを導入、2024年までに運営18施設における、プラスチック年間使用量18tから約15tの削減を目指す。
アメニティ	チョイスホテルズジャパン	2024年4月	● アメニティバーに設置のプラスチック製アメニティを**全て環境に配慮した製品**に、2024年6月までに切替え完了。（歯ブラシ：再生プラスチック製100%、ヘアブラシ：バイオマス［藁40%　再生原料60%］等）。
ハンガー	アルサ	2024年2月	● ほぼ100%リサイクル素材の**段ボール製ハンガー**をクリーニング後のワイシャツ用に利用。使用後の段ボールハンガーは、**店舗で回収し、リユース後にリサイクル**し、年間約420kgのプラスチックハンガーを削減。 ● 使用するバイオマスフィルム製ビニールカバーの店頭回収を開始。グリーニング業界では**日本初のビニールカバーの回収・水平リサイクル**で、年間1,000kgのプラ包装削減の見込み。
カトラリー	日本マクドナルド	2022年10月	● 紙製ストロー、木製スプーン・フォーク・ナイフ・マドラーを全国約3,000店舗で順次提供。

③ 排出・回収・リサイクル段階　分別回収・リサイクル

環境省

- 地方自治体（市区町村）は、**プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクル**することが求められます。
- ①容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする、②大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う、のいずれかを選択できます。
- 製品プラスチックの分別収集・リサイクルに要する費用の約半分を**特別交付税**で支援します。
- 自治体のごみ処理を支援する**循環型社会形成推進交付金の要件**としては、容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルするために必要な措置を講じていることが必要です。
- 製品プラスチックも含めた分別収集を新たに進めるための**手引き**を作成しましたので、御参照ください。
（環境省ＨＰ：https://www.env.go.jp/content/000227719.pdf）

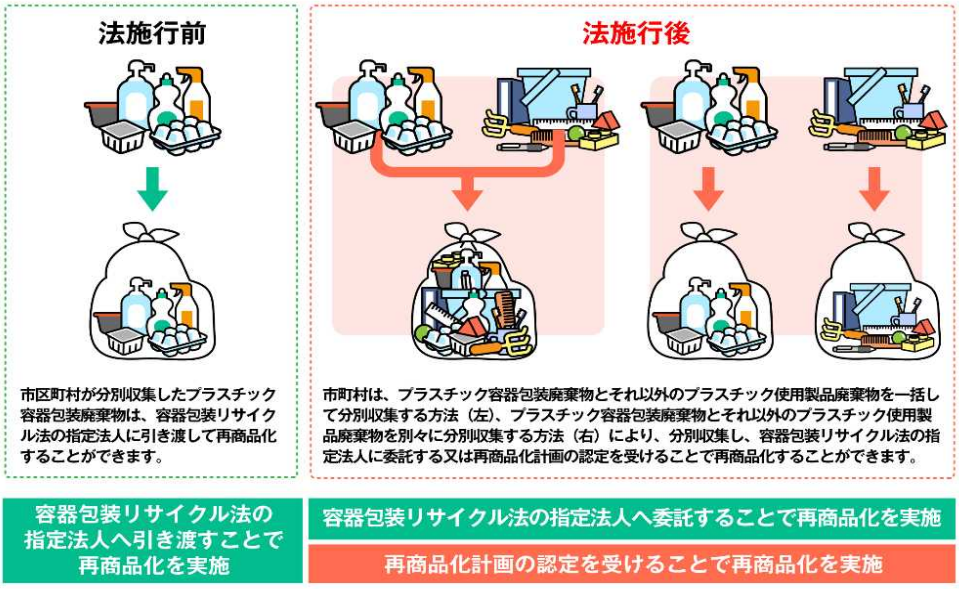

プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の２つの方法について

環境省

(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）

市区町村
（又は市区町村の委託を受けて分別収集等を実施する者）

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集 → 指定保管施設での選別・梱包・保管 → **指定法人**への委託・引渡し →

市区町村の委託を受けて分別収集物の再商品化を実施（このうちプラスチック容器包装廃棄物は容器包装リサイクル法に基づく再商品化として実施）

指定法人の委託を受けた再商品化事業者

選別 → 再商品化

市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。

市区町村
（又は市区町村の委託を受けて分別収集等を実施する者）

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集 → 一体化・合理化 →

指定法人
プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法の分別基準適合物とみなす【法第35条】）の再商品化費用を支払い

再商品化実施者
（認定計画に記載された再商品化事業者）

選別 → 再商品化

市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量

環境省

（令和７年４月７日：日本容器包装リサイクル協会発表）

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
北海道	8	3,653
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	2	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	5	2,444
東京都	31	38,160
神奈川県	12	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	25	6,633

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
岐阜県	1	9
静岡県	5	1,738
愛知県	20	34,204
三重県	1	1,200
京都府	3	3,660
大阪府	2	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	7	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	4	1,302
合計	156	187,321

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は197自治体となる。
※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が０の都道府県は表示していない。
※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。
※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照
（https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf）

再商品化計画の認定事例について（第33条）

環境省

市町村名（認定日）	計画期間	量(ﾄﾝ/年)
宮城県仙台市（R4.9.30）	R5.4.1～R8.3.31～（3年間）	14,560
愛知県安城市（R4.12.19）	R6.1.1～R8.3.31～（2年3か月）	1,424
神奈川県横須賀市（R4.12.19）	R5.4.1～R8.3.31～（3年間）	4,186
富山県高岡市（R5.11.30）	R6.10.1～R9.3.31～（2年6か月）	4,608
富山地区広域圏事務組合（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	6,735
京都府亀岡市（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	2,664
砺波広域圏事務組合（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	1,229
岐阜県輪之内町（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	65
東京都新宿区（R6.3.6）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	1,892
愛知県岡崎市（R6.3.6）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	2,430
岩手県岩手町（R6.3.6）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	54

市町村名（認定日）	計画期間	量(ﾄﾝ/年)
福岡県北九州市（R6.3.27）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	134
三重県菰野町（R6.3.29）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	10
大阪府堺市（R6.3.29）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	4,420
京都府京都市（R6.4.26）	R6.4.26～R9.3.31～（2年11か月）	8,100
三重県津市（R6.5.30）	R6.6.1～R9.3.31～（2年10か月）	1,495
佐賀県江北町（R6.9.24）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	29
岐阜県羽島市（R6.9.26）	R6.10.1～R9.3.31～（2年6か月）	147
富山県射水市（R6.11.20）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	428
鳥取県琴浦町（R6.11.20）	R7.10.1～R10.3.31～（2年6か月）	167
愛知県岩倉市（R6.11.28）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	896
秋田県大仙市・秋田県美郷町（R6.11.29）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	143

市町村名（認定日）	計画期間	量(ﾄﾝ/年)
長野県安曇野市（R6.11.29）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	572
石川地方生活環境施設組合（R6.11.29）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	51
神奈川県川崎市（R6.12.6）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	5,375
愛媛県西予市（R6.12.10）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	309
大阪府大阪市（R6.12.11）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	16,017
富山県小矢部市（R6.12.27）	R7.10.1～R10.3.31～（2年6か月）	194
神奈川県藤沢市（R7.1.6）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	1,209
東京都大田区（R7.3.14）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	4,875
岡山県岡山市（R7.3.24）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	300
合計	31件	84,719

※量（ﾄﾝ/年）：再商品化計画期間平均値

③ 排出・回収・リサイクル段階　自主回収・リサイクル(39条)

- 製造・販売事業者に対して、**自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクル**するよう求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、**計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度**がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、**容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。**

●自主回収・再資源化事業のスキーム

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定事例

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名（認定日）	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種　類	量(ﾄﾝ/年)	製品	利用先
緑川化成工業㈱ (R5.4.19)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者
花王㈱ 花王ロジスティクス㈱ (R6.3.1)	東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県	使用済つめかえパック（つめかえ用フィルム容器）	1.5	洗浄・微細化フィルム破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業㈱ (R6.3.6)	奈良県・大阪府・兵庫県・滋賀県・愛知県・岡山県・和歌山県	発泡スチロール（ビーズ） 発泡スチロール（シート） 合　計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッドペレット	発泡スチロール製造事業者
イオンディライト㈱ (R6.7.22)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合　計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造事業者
川上産業㈱ (R6.8.20)	北海道、宮城県、福島県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県、石川県、愛知県、静岡県、滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県	ポリエチレン（気泡緩衝材） 合　計	130.4 130.4	再生ペレット（気泡緩衝材原料）	自社利用

③ 排出・回収・リサイクル段階　産廃プラのリデュース・リサイクル(48条)

環境省

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250ｔ以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

求められる対応

- ○排出の抑制・再資源化等の実施
- ○多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- ○排出事業者の情報の提供
- ○本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- ○教育訓練
- ○実施状況の把握・管理体制の整備
- ○関係者との連携

●申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図

●申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図

排出事業者による再資源化事業計画の認定事例

環境省

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名（認定日）	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種　類	量(ﾄﾝ/年)	製品	利用先
三重中央開発㈱（R5.4.19）	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） （計）	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合減容製品	パレット製造業者
DINS関西㈱（R5.4.19）	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送㈱（R6.1.16）	2号認定	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業㈱（R6.4.19）	2号認定	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、プラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸㈱（R6.7.22）	2号認定	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC） 合計	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷きマット製造事業者
天馬㈱（R6.9.18）	1号認定	青森県、福島県、千葉県、滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウスウェア製品等）

再生プラの利用、バイオプラスチック導入の推進

環境省

- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

- **第五次循環型社会形成推進基本計画**

✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

▶再生プラスチックを利用した商品（花王㈱・ライオン㈱）

▶バイオマスプラスチックを利用した商品（スターライト工業㈱）

バイオプラスチック導入ロードマップ

環境省

- 持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靭性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ

施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
消費者への訴求等	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討	運用開始		
	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

支援措置

環境省

●**プラスチック資源循環の取組を促進**するため、これまで御紹介したもの以外にも、各種の**支援措置があります**ので、奮って御活用/要望ください。

財政支援

- 先進的な資源循環技術・設備の実証・導入 →**投資促進事業事業**(スライド15へ)
- リサイクル設備やバイオプラ生産設備の導入 →**設備補助事業**(スライド16へ)
- リサイクルや代替素材の技術実証 →**実証事業**(スライド17へ)
- 自治体、企業等によるプラスチック資源循環社会実装 →**資源循環モデル事業**(スライド18へ)

政策金融

- 廃棄物の排出抑制・リサイクル、プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料の製造等の設備を整備 →**日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金**(スライド19へ)

ファイナンス

- プラスチック資源循環促進のための投融資の呼び込み → **サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス**(スライド20へ)

※これらのほか、再資源化事業高度化法に基づく大臣認定による廃棄物処理法の許可を不要とする特例等の支援措置もございます。

GX推進対策費
先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

【令和７年度予算 15,000百万円（5,000百万円）】
※３年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３，１／２）
■選択　民間事業者・団体等
■実施期間　令和６年度～

4.事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例

プラ選別・減容成形設備

金属高度選別設備

②革新的ＧＸ製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例

リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
（https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/）

エネルギー対策特別会計

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

環境省

【令和７年度予算　　4,280百万円（3,761百万円）】
【令和６年度補正予算額　　1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

①プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
②再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。

金属破砕・選別設備

太陽光発電設備リサイクル設備

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（補助率１／３，１／２）
■選択　　民間事業者･団体等
■実施期間　　令和5年度～令和9年度

4.事業イメージ

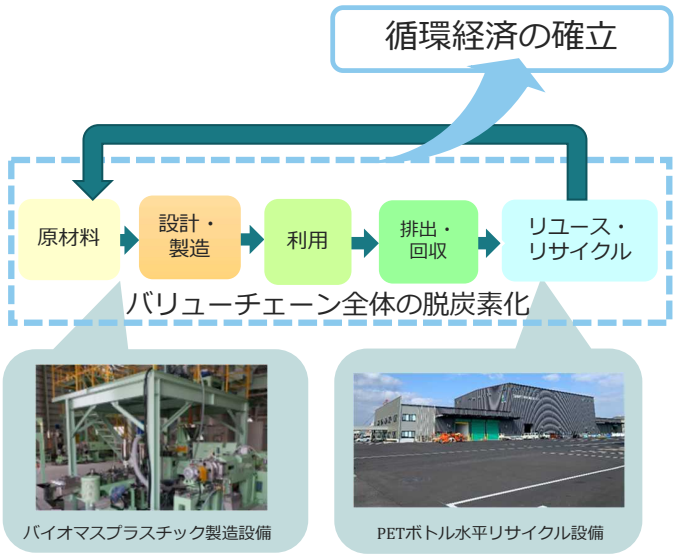

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
（https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/）

エネルギー対策特別会計

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、（１）プラスチック等資源循環システム構築実証事業

環境省

【令和７年度予算　　4,000百万円（4,672百万円）の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

①廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
②このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

①　化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業
従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

②　リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業
複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業、間接補助事業（補助率１／３，１／２）
■委託先・補助対象　　民間事業者･団体、大学、研究機関等
■実施期間　　令和5年度～令和9年度

4.事業イメージ

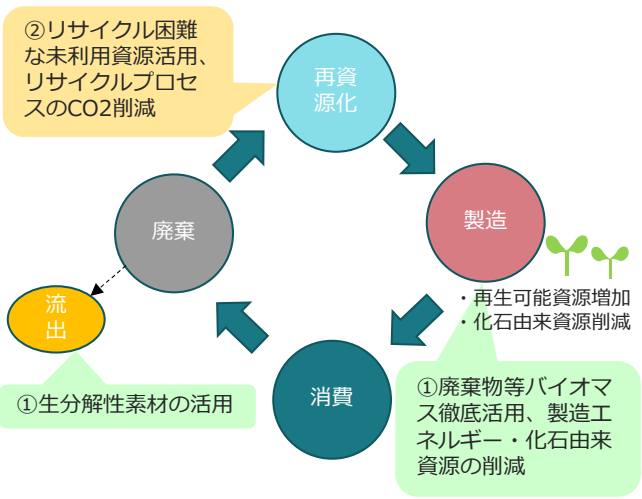

脱炭素型循環経済システムの構築

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
（https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/）

プラスチック資源循環社会実装支援事業（令和７年度）について

環境省

背景

- 2019年プラスチック資源循環戦略が策定され、2025年資源有効利用可能な製品デザイン、2030年ワンウェイプラ累積25%排出抑制、容器包装のリユース・リサイクル6割、再生利用倍増、バイオプラ200万トン導入、2035年資源有効利用率100%　といった　　マイルストーンを設定
- 2022年４月にプラスチック資源循環促進法が施行され、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、②ワンウェイプラスチックの使用の合理化（リデュース）、③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化　の措置を実施する必要

令和７年度予算事業

○プラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、容器包装はじめ全ての使用済みプラスチックのリサイクル、再生利用の倍増やバイオマスプラスチック等の導入拡大を図るためには、**企業や自治体等による資源循環促進の取組が非常に重要**である。

○このため、令和７年度より、**事業者・自治体等による**プラスチック資源循環の社会実装一歩手前の事業（下記例）に対して、**実証（モデル事業）支援**する予定。

①ワンウェイプラの効果的な排出抑制や環境配慮設計製品の拡大
②市民や事業者からのプラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大
③効率的な収集運搬等によるリサイクルコストの低減
④排出事業者・リサイクル事業者・再生プラスチック利用事業者による
　リサイクルから再生プラスチック利用に至るまでのマッチング
⑤再生材・バイオプラ用途拡大に向けたサプライチェーン構築　など

○一件あたり、**2,000万円～3,000万円を想定（上限なし）**
（事業者・自治体等の単独・複数、事業者と自治体等で連携しての申請も可能）

〇過去の類似モデル事例・報告書・公募概要については環境省ＨＰにて公開中
（https://www.env.go.jp/press/press_03898.html）

日本政策金融公庫　環境・エネルギー対策資金

環境省

環境･エネルギー対策資金の概要

- 日本政策金融公庫は、中小企業における省エネルギーの促進、**再生資源の有効利用**等により環境対策の促進を図るために必要な資金の融資に関し、**特例の利率、融資限度額等**を設けています。
- 令和３年度より、以下の融資対象が追加されました。
  ①プラスチックを代替する再生可能資源由来の**原材料を製造**するために必要な施設を整備する者
  ②プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料若しくは再生プラスチックを**利用する製品を製造**するために必要な施設を整備する者
- 融資は事業の規模に応じて国民生活事業と中小企業事業の２種類があり、プラスチック関連のものについてはそれぞれ以下のような特徴があります。

	国民生活事業	中小企業事業
該当名称	再生可能資源関連	プラスチック関連
融資対象	上記①、②の個人企業、小規模企業	上記①、②の中小企業
融資限度額	7200万円 （うち運転資金は4800万円）	7億2000万円 （うち運転資金は上限なし）
返済期間	20年以内 （短期の運転資金も含む）	20年以内 （短期の運転資金は含まない）
利率（年）	特別利率B※	特別利率②※

※具体的な利率の内容については日本政策金融公庫HPを参照
https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html

サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス

環境省

特徴

- 企業及び投資家・金融機関向けの手引きとして、**開示・対話のポイント**を示す
- CE/プラ分野に特化し、**企業の率先取組を促しESG資金を呼び込む**ねらい
- **世界初**の政府によるCE/プラ分野のESGガイダンス

概要

- **企業と投資家・金融機関の開示・対話の重要性**を解説

企業の手引きとして	企業は**CEに係る価値観、ビジネスモデル等**を投資家・金融機関に伝える
投資家等の手引きとして	**中長期的な観点からCEに係る取組を評価**し、投融資先企業の**企業価値向上と持続的成長**を促す

- 早期に移行が求められるCEに加え、国際的に関心が高まっている**プラスチック資源循環分野**について、開示・対話のポイントを解説

※　詳細は環境省ＨＰを参照　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115775.pdf

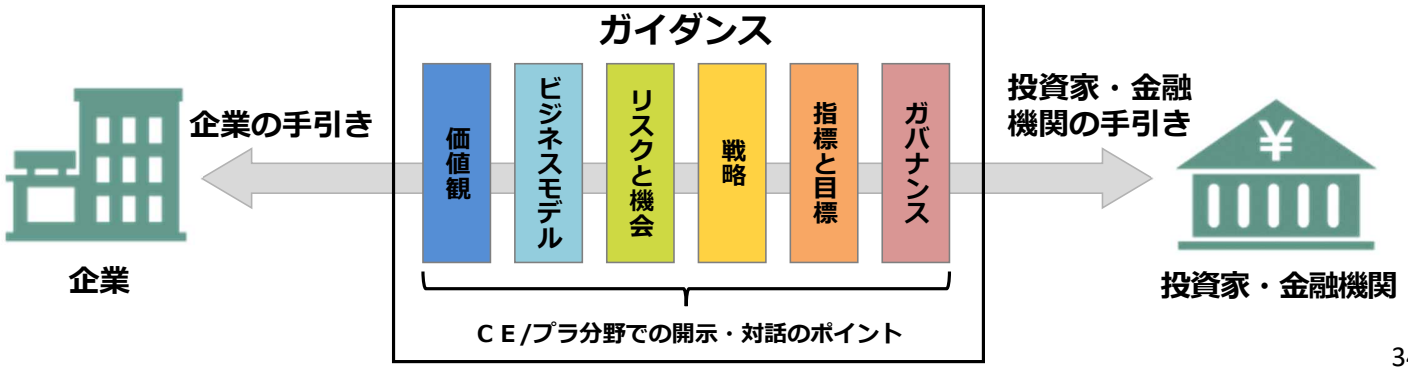

詳細情報 & 連絡先

環境省

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト**（https://plastic-circulation.env.go.jp/）をご覧いただくとともに、お気軽に以下まで御連絡ください。

環境省 環境再生・資源循環局　資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室
E-mail：plastic-circulation@env.go.jp
電話番号：03-5501-3153

Plastics Smart